(純資産価額の計算における3年以内に取得又は新築した特定地域内の土地等及び家屋等の価額)

[Q17] 特定非常災害の発生後に取得した取引相場のない株式等を純資産価額方式で評価する場合には、評価対象法人が課税時期前3年以内に取得又は新築した特定地域内の土地等並びに家屋及びその附属設備又は構築物の価額は相続税評価額ではなく、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によるのですか。

## [A]

評価対象法人の株式等を純資産価額方式により評価する場合において、評価対象法人の各資産のうちに評価対象法人が課税時期前3年以内に取得又は新築した特定地域内の土地等並びに家屋及びその附属設備又は構築物(以下「家屋等」といいます。)で、かつ、評価対象法人が特定非常災害発生日前に取得又は新築したものがあるときには、課税時期が特定非常災害発生日から起算して3年を経過する日までの間にあるときに限り、その土地等及び家屋等の価額については、評価通達185((純資産価額))の括弧書の定めを適用しないことができます。

## 【関係法令等】

災害個別通達 9 評価通達 185